

実績枠で選定に使用する就職実績について

(令和2年度第4四半期開講コースの認定申請の場合)

求職者支援訓練の選定にて、岡山支部が通知する就職率確定通知書に記載された雇用保険適用就職率の適用日が、申請受付開始日(令和2(2020)年9月25日)から1年前の日(令和1(2019)年9月25日)が属する月の初日(令和1(2019)年9月1日)までの間(令和1(2019)年9月1日～令和2(2020)年9月25日)に該当しない場合、「新規扱い」の申請となります。

雇用保険適用就職率の適用日は、訓練修了後7ヵ月を経過する日となりますので、

令和1(2019)年9月1日～令和2(2020)年9月25日の期間内に、雇用保険適用就職率の適用日が発生するのは、

訓練終了日が、平成31(2019)年2月1日から令和2(2020)年2月25日

の期間内にある訓練コースが対象となります。